入札心得書

(競争入札の参加者の資格)

- 第1条 競争入札には、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ないものは、参加することができない。
- 2 次の各号のいずれかに該当すると認められる者(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)は、その事実があった後2年間競争入札に参加することができない。ただし、特別な理由があると認められる場合は、この限りでない。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の 品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約(仮契約)を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契 約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(一般競争入札参加の申出)

第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、当該一般競争入札に係る公告 において指定した期日までに、当該公告において指定した書類を添えて、契約 担当者等にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金)

- 第3条 入札者は、入札書提出前に、見積もる契約金額の 100 分の5以上の入 札保証金を会計管理者又は出納員に納めなければならない。ただし、入札保証 金の納付を免除された場合は、この限りでない。
- 2 前項の入札保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等 を担保として提供することによって、これに代えることができる。

- (1) 政府の保証のある債券
- (2) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (3) 財政融資資金法(昭和 26 年法律第 100 号)第 10 条第 1 項第 7 号に規定 する債券(以下「金融債」という。)
- (4) その他村長が確実と認めた担保
- 3 前項の担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げると ころによる。
 - (1) 国債及び地方債 政府ニ納ムへキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債 ノ価格ニ関スル件(明治41年勅令第287号)の規定及びその例による金額
 - (2) 政府の保証のある債券及び金融債 額面金額又は登録金額(発行価額 が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額
 - (3) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手の券面金額
 - (4) その他村長が確実と認めた担保 別に定める額
- 4 入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下この条において同じ。)は、開札が終わった後に還付する。ただし、落札者に対しては、契約(仮契約)を締結した後に還付する。
- 5 落札者は、入札保証金を契約保証金の一部又は全部に充当することができる。
- 6 落札者が契約(仮契約)を締結しないときは、入札保証金は村に帰属する。 (入札等)
- 第4条 入札に参加する者は、仕様書、図面、契約書(仮契約書)案、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書(仮契約書)案、現場等について疑点があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- 2 入札書は、封かんの上、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに、入札箱に入れなければならない。
- 3 入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え、又は撤回をすること ができない。
- 4 入札者が代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければ

ならない。

- 5 入札者又はその代理人は、同一の入札において、他の入札者の代理人となる ことができない。
- 6 入札は、郵送によって行うことができない。ただし、入札執行者が郵便入札 を指定した場合を除く。

(入札の辞退)

- 第5条 一般競争入札に参加する者及び指名業者(指名競争入札の参加者に指名した旨の通知を受けた者をいう。以下同じ。)は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。
- 2 指名業者が入札を辞退しようとするときは、当該入札を辞退する旨を明記した書類を契約担当者に提出しなければならない。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第6条 入札に参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(無効の入札)

- 第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札の参加資格のない者がした入札
 - (2) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
 - (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その 他不正の行為によって行われたと認められる入札
 - (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別し難い入 札又は金額を訂正した入札
 - (5) 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者 又は入札保証金額の納付額が不足であるもののした入札
 - (6) その他入札条件に違反した入札

(同価入札の取扱い)

第8条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、く

じで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者 があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。 (契約保証金)

- 第9条 落札者は、契約を締結するときまでに、契約金額の100分の5(1件130万円を超える工事の請負契約にあっては、10分の1)以上の契約保証金を会計管理者又は出納員に納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。
- 2 前項の契約保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等 を担保として提供させることによってこれに代えることができる。
 - (1) 第3条第2項第1号から第3号までに掲げる有価証券
 - (2) 銀行若しくは村長が確実と認めた金融機関の保証又は公共工事の前払 金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する 保証事業会社の保証
 - (3) その他村長が確実と認めた担保
- 3 前項第3号の担保の価値は、その保証する金額とする。
- 4 第3条第3項の規定は、契約保証金についてこれを準用する。 (契約書の取り交わし)
- 第 10 条 落札者は、落札決定の日から7日(契約の締結について議会の議決を要するものについては、議会の同意があった旨の通知を受けた日から7日)以内に契約書(仮契約書)を取り交わさなければならない。ただし、契約(仮契約)締結延期の承認を受けたときは、この限りでない。
- 2 落札者が前項の期限(締結延期の承認を受けたときは、その期限)までに契 約書(仮契約書)を取り交わさないときは、落札者としての地位を失うものと する。

(契約書(仮契約書)の提出部数)

第11条 落札者は、契約書(仮契約書)を2通、契約担当者に提出しなければならない。